

安来市広域生活バス運行委託業務 プロポーザル実施要領

令和8年8月

安来市市民生活部地域振興課

安来市広域生活バス運行委託業務プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、高齢者や児童・生徒を中心に、地域住民の生活を支える重要な移動手段として運行している安来市広域生活バスについて、通勤・通学、買い物、通院等の移動ニーズに対して、住民が安心して利用し続けられる公共交通を目指し、路線の再編や維持、さらには新たな移動手段への対応を行うことで、住民の移動ニーズを支え、最適な住民サービスの提供を行うことができる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとします。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 安来市広域生活バス運行委託業務
- (2) 契約方法 公募型プロポーザル方式により選定したものとの随意契約
(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
- (3) 業務内容 別紙「安来市広域生活バス運行委託業務仕様書」に定めるところによる
- (4) 委託期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
- (5) 運行場所 安来市一帯及び米子市・松江市の一部
- (6) 運行経費 令和9年度から令和11年度までの3年間の運行経費（消費税及び地方消費税を除く。）
605,500,000 円 ※この金額は、予定価格を示すものではありません。

3. 参加資格

(1) 参加事業者が備えるべき要件

参加事業者は、次の要件を全て満たしていることとします。

- ①令和7・8・9年安来市物品の売買等業者有資格者名簿に登録されていること。
- ②安来市又は安来市に隣接する自治体（境港市を含む）に本社か支店又は営業所を置いている又は運行業務開始時まで支店又は営業所を置くことが出来るもの。
- ③安来市又は他地域で、過去5年以内に一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送の業務を1年以上実施した実績を有するもの。
- ④道路運送法第23条の2の規定による旅客自動車運送事業運行管理者資格証を有する者を3名配置出来るもの。（広瀬バスターミナル、安来バスターミナル、赤屋バスターミナル）
- ⑤道路運送車両法施行規則第31条の4の規定による整備管理者資格を有する者を2名配置出来るもの。（広瀬バスターミナル、安来バスターミナル）
- ⑥共同企業体等で参加の場合、上記①～⑤は構成する法人のいずれかが条件を満たすこと。

(2) 参加事業者の制限

次のいずれかに該当するものは、参加事業者になることはできません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当するもの。
- ②安来市における市税の滞納があるもの。
- ③安来市の競争入札における指名停止を受けているもの。
- ④破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規程による更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）の規程による再生手続開始の申立てがなされているもの。
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）の利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有するもの。
- ⑥入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係
- ⑦共同企業体等で参加の場合、上記①～⑥及び物品の売買等業者有資格者名簿の登載については全ての法人が条件を満たすこと。

(3) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加申込書の提出日とします。ただし、参加資格の確認後から審査結果の決定日までの間に参加事業者が備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とします。

4. 参加に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

参加事業者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 参加費用の負担

このプロポーザルへの参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 使用言語及び単位

このプロポーザルへの参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は、円とします。

(4) 著作権

参加事業者から募集要領に基づいて提出される書類の著作権は、原則として当該書類の作成者に帰属します。ただし、優先交渉権者に選定されたものが作成した企画提案書は、市が必要と認める場合に、優先交渉権者に同意を得ることで一部又は全部を無償で使用する事ができるものとします。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類は、変更することはできず、返却もしません。また、提出された企画提案書は、本件に係る審査以外の目的には、提出者の承諾無く使用しません。なお、情報公開条例に基づき提出書類を公開する場合には、あらかじめ提出者の同意を得るものとします。

(6) 市が提示する資料の取扱い

市が提示する資料は、このプロポーザルへの参加に係る検討以外の目的で使用する事を禁止します。また、この検討の範囲内であっても市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ又は、内容を提示することを禁止します。

(7) 参加申込みの無効に関する事項

参加事業者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該参加事業者がした参加申込みは無効とします。

①参加申込書の提出時から受託者の決定までの期間に、不渡手形又は、不渡小切手を出した場合。

②審査の公平性に影響を与える行為をした場合。

③著しく信義に反する行為をした場合。

5. 参加事業者募集のスケジュール

項目	期日又は期間
実施要領等の公表	令和8年8月3日(月)～令和8年8月31日(月)まで
実施要領等に関する質問の受付	令和8年8月21日(金)午後3時まで
実施要領等に関する質問に対する回答	令和8年8月26日(水)までに随時電子メールで回答
提出書類の受付	令和8年8月31日(月)午後5時まで(必着)
一次審査の結果通知	令和8年9月8日(火)
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)	令和8年10月2日(金)午後2時から

6. 実施要領等の公表

(1) 公表期間

令和8年8月3日(月)から令和8年8月31日(月)まで

(2) 公表方法

安来市ホームページにおいて公表します。

安来市市民生活部地域振興課交通政策係でも配布します。(平日9時から17時まで)

(3) 公表資料

実施要領(本書)、仕様書、様式集

7. 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等の内容に関する質問は、質問書(様式第2号)により受け付けます。電話等による質問は受け付けません。

- (1) 受付期限 令和8年8月21日(金)午後3時まで
- (2) 提出先 安来市市民生活部地域振興課 交通政策係
- (3) 提出方法 直接持参、郵送又は電子メール(koutsuu@city.yasugi.shimane.jp)
- (4) 回答期日 令和8年8月26日(水)までに随時電子メールにより回答します。
また、回答は安来市ホームページにおいて公開します。

8. 提出書類の受付(一次審査)

「3. 参加資格」を満たす参加事業者は、次に定めるとおり提出書類を提出してください。

(1) 提出書類

- 参加申込書・・・・・・・・・・1部(様式1)
- 見積書及びその内訳書・・・・・・・・1部(自由様式)
- 消費税及び地方消費税納税証明書・・・1部(写し不可)
- 安来市税納税証明書・・・・・・・・1部(写し不可、安来市の課税がある場合)
- 財務諸表・・・・・・・・・・直近3期分 各1部
(連結対象法人は連結財務諸表、共同企業体等は構成法人分を含む)
- 企画提案書・・・・・・・・・・正本1部 副本8部(コピー可)
- 業務実績・・・・・・・・・・過去5年以内に一般乗合旅客自動車運送事業及び
自家用有償旅客運送の業務実績が確認できるもの。
(運送事業許可証、業務委託契約書など)

(2) 提出先

〒692-8686 島根県安来市安来町878-2
安来市市民生活部地域振興課
電話 0854-23-3069

(3) 提出期限

令和8年8月31日(月)午後5時まで(必着)

(4) 提出方法

持参又は、郵送によるものとし、それ以外の方法による提出は認めません。

(5) 一次審査の方法

書類審査とし、提出書類の不備及び、次の点について確認します。

①見積書

令和9年度から令和11年度までの3年間の経費について見積りをしてください。
見積額が「2(6) 運行経費」を著しく超える場合又は、著しく少額である場合、その他本委託の適正な実施に支障があると判断される場合は、失格とする場合があります。

②業務実績

過去5年以内の業務実績を確認します。実績が確認できる資料がない場合は失格とします。

③企画提案書

提案内容が仕様書に定める要件を満たしていることを確認します。

(6) 一次審査の結果

審査結果は、令和8年9月8日(火)文書により通知します。

9. 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

(1) 審査

安来市広域生活バス運行委託業務入札審査委員(以下、「審査委員」という。)により審査を行います。

- (2) 実施日時
令和8年10月2日(金)午後2時から
- (3) 実施場所
別途通知します。
- (4) 実施方法
参加事業者は、企画提案書によるプレゼンテーションを実施します。
審査委員は、企画提案についてヒアリングを行います。
プレゼンテーション30分、ヒアリング30分程度とします。
- (5) 出席者
5人までとします。
- (6) 準備するもの
プロジェクター、パソコン等を使用する場合は、各自準備してください。(※スクリーンはこちらで準備します。)
- (7) 審査の順番
参加申込書の受付順とします。
- (8) 二次審査の方法
審査委員は、提案書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの内容を、選定基準に基づき評価し、実契約に向けた交渉を開始します。
 - ①審査委員の評価
審査委員は、評価項目について5段階評価による得点を算出し、最も得点が高かった参加事業者を優先交渉権者とします。
 - ②参加事業者が1社のみの場合
二次審査を実施し、満点の6割を獲得した場合に、当該参加事業者を優先交渉権者とします。
 - ③審査項目
次の各項目について評価を実施します。
 - 業務実績
過去5年間の安来市又は他地域での一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送事業の業務実績について
 - 運行管理
点呼及び運行管理業務の適切な実施について
 - 連絡体制
市への報告及び市からの指令伝達に対する対応体制について
 - 事故・クレーム対応
事故発生時等の対応体制や交渉姿勢及び運行改善の仕組み整備について
 - 職員研修
運転手・点呼者への研修プログラム及び体制について
 - 車両管理
車両管理・整備の体制及び経費削減が見込まれる提案について
 - 職員体制
運転手・点呼者の配置予定、勤務ローテーション基準及び事務補助の配置計画について
 - 提案
バス運行の経費削減及びサービス向上に資する提案について
 - 業務履行に関する安定性
天災以外の会社の規模や業況、その他の要因により運行に支障をきたす要因について
 - 付帯業務履行能力
運転・運行管理以外の仕様書が定める業務についての履行能力について
- (9) 二次審査の結果
審査結果は、全ての参加事業者に令和8年10月下旬に文書により通知します。
また、安来市ホームページ上でも公開します。

10. 参加辞退

このプロポーザルへの参加を辞退しようとする時は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。